

平成 26 年 4 月

関西広域連合議会防災医療常任委員会会議録

平成 26 年 4 月 関西広域連合議会防災医療常任委員会会議録 目次

平成 26 年 4 月 12 日

1	議 事 日 程	1
2	出 席 委 員	1
3	欠 席 委 員	1
4	事務局出席職員職氏名	1
5	説明のため出席した者の職氏名	1
6	会 議 概 要	2

○議 事 日 程

開会日時 平成 26 年 4 月 12 日
開催場所 本部事務局 大会議室
開会時間 午後 1 時 28 分開会
閉会時間 午後 3 時 11 分閉会

議 第

1 調査事件

第 1 関西防災・減災プランに係る中間報告について

関西防災・減災プラン風水害対策編（案）

関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）（案）

関西防災・減災プラン感染症対策編

（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）（案）

第 2 広域職員研修の推進について

○出席委員 (16名)

2 番 今 江 政 彦	20 番 岸 本 健
4 番 吉 田 清 一	21 番 山 下 直 也
5 番 中 川 貴 由	24 番 藤 井 省 三
6 番 村 井 弘	26 番 檜 本 孝
10 番 三 宅 史 明	27 番 北 島 勝 也
13 番 吉 田 利 幸	28 番 曾 我 修
16 番 山 本 敏 信	31 番 高 山 仁
18 番 日 村 豊 彦	33 番 吉 川 敏 文

○欠席委員 (1名)

9 番 上 島 一 彦

○事務局出席職員職氏名

議会事務局長	佐 藤 博 之
議会事務局次長兼総務課長	村 上 元 伸
議会事務局調査課長	樋 本 伸 夫

○説明のため出席した者の職氏名

広域防災局長	杉 本 明 文
広域防災局防災参事	広 瀬 朋 義
広域防災局防災計画参事	藤 森 龍
広域防災局広域企画課長	計 倉 浩 寿
広域防災局参与（滋賀県）	西 川 美 則
広域防災局参与（京都府）	山 田 清 司
広域防災局参与（和歌山県）	木 村 雅 人

広域防災局参与（徳島県）	床 桜 英 二
広域防災局参与（京都市）	高 城 順 一
広域防災局参与（大阪市）	東 信 作
広域防災局参与（堺市）	志 摩 哲 也
本部事務局次長	古 川 美 信
本部事務局国出先機関担当課長	笠 井 浩 二
広域職員研修局長	市 川 靖 之
広域職員研修局次長	山 田 成 紀
広域職員研修局研修課長	宮 崎 泉
広域職員研修局参与（滋賀県）	廣 瀬 年 昭
広域職員研修局参与（京都府）	番 場 靖 文
広域職員研修局参与（大阪府）	市 道 泰 宏
広域職員研修局参与（兵庫県）	片 山 安 孝
広域職員研修局参与（徳島県）	安 井 俊 之
広域職員研修局参与（京都市）	西 村 文 恵
広域職員研修局参与（堺市）	土 生 徹
広域職員研修局参与（神戸市）	荒 牧 重 孝

午後1時28分開会

○委員長（山下直也） それでは、皆様方おそろいのございますので、定刻より少し早いようございます、これより関西広域連合議会防災医療常任委員会を開催いたします。

議事に先立ちご報告いたします。

当委員会の前島副委員長から、過日、日村議長に対し議員の辞職願が提出され、4月8日付で議長がこれを許可されました。これに伴い、当委員会の副委員長が不在となりましたので、本来ならば、本日、副委員長の互選を行うべきところではございますが、先ほどの理事会での協議の結果、神戸市会では後任の選出が遅れること、また、役員改選を行う6月臨時会までに当委員会の開催予定がないことから、本日は副委員長の互選を行わないこととなりましたので、ご了承願います。

次に、3月13日付で徳島県議会から選出されました榎本孝議員が出席されておりますので、ご紹介いたします。なお、同日付で、議長より本委員会委員として指名されておりますので、ご報告いたします。

○委員（榎本 孝） 皆さんこんにちは。

ただいま山下委員長からご紹介をいただきました徳島県議会選出の榎本でございます。

前委員、竹内委員と同様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、山下委員長さんとは、一昨年、同期の議長を務めさせていただきました。委員長さんが山下さんということで大変、安心しておりますので、どうぞご指導よろしく願いいたします。

○委員長（山下直也） こちらこそ。

○委員（榎本 孝） ありがとうございます。

[拍 手]

○委員長（山下直也） では樞本委員、また今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○委員長（山下直也） では、本日の理事者側の出席者につきましては、お手元に名簿を配付いたしておりますので、ご覧おき願ひます。

それでは、これより議事に入ります。

本日は、関西防災・減災プランに係る中間報告として、風水害対策編、感染症対策編の（新型インフルエンザ等）、同対策編の（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）及び広域職員研修の推進についてを、調査事件としております。

また、本日の進行であります、広域防災に係るプランの中間報告の聴取及び質疑の後、5分の休憩を挟み、理事者交代の後、広域職員研修についての聴取及び質疑を行います。

なお、終了時刻は広域防災に係る調査は15時をめぐりとし、広域職員研修に係る調査は16時をめぐりいたします。

それでは、関西防災・減災プランに係る中間報告について、藤森防災計画参事から説明をお願ひいたします。

藤森防災計画参事。

○広域防災局防災計画参事（藤森 龍） 防災計画参事、藤森でございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、調査事件であります関西防災・減災プランに係ります中間報告としまして、3項目についてご説明をさせていただきます。

申しわけありませんが座らせていただきます。よろしくお願ひします。

では、まず最初に資料1をご覧いただきたいと思ひます。

関西防災・減災プラン風水害対策編について、概要版でご説明をさせていただきます。

風水害対策編では、関西圏域における近年の主な風水害の経験と教訓を踏まえ、事前の備えといたしまして、流域が一体となった総合的な治水・治山の理念を共有し、それをもとに災害に強い地域づくりを進めますとともに、住民避難の実効性の向上と災害対応体制の強化に取り組んでまいります。また、災害発生時には、初動体制の確立と応援・受援の円滑な実施を行う関西共通の対応方針として、この本編を取りまとめたところでございます。

構成といたしましては3部構成でございまして、一つには想定される風水害と取り組むべき課題、二つには災害への備え（平時からの対策）でございまして、三つ目としましては、災害発生時の対応といたしておるところでございまして。

それでは、まず最初に、1の想定される風水害と取り組むべき課題のうち、（1）想定される風水害では、大阪湾岸部では、地盤が低い地域に都市が発達しているといった関西の地勢・気候特性や近年の自然現象や社会環境の変化を踏まえ、対象災害のイメージを示しておるところでございまして。

一つ目といたしましては、関西圏には一級水系が21水系ございまして、その代表といたしまして表に記載の淀川等の主要水系の洪水氾濫として、琵琶湖、淀川等が氾濫し、滋賀、京都、大阪を初め6府県で大規模浸水が発生する場合を想定しており、事例といたしましては平成16年の台風23号などを紹介させていただいております。

二つ目には、巨大台風の接近によります大阪湾岸部の高潮災害で、室戸台風コースを西に40キロメートル平行移動させたスーパー室戸台風により、大阪、兵庫で大規模浸水が発生する場合を想定しております。

三つ目は、記録的豪雨によります大規模な土砂災害で、平成23年の台風12号によります奈良県、和歌山県などで起こりました深層崩壊、河道閉塞等が多数発生する場合を想定いたしております。また、過去に関西圏域で発生した主な風水害につきましても、本編の15ページから17ページにかけて一覧表にして示しております。

次に、(2) 想定される災害に対して取り組むべき課題と取組の方向性を整理しております。ここではプラン全体を要約する形で、課題ごとの取り組みの方向性と、広域連合の役割を整理いたしております。

まず最初に、課題①の風水害に強い地域づくりでは、取組の方向性として、社会基盤施設の一層の整備、保水機能の維持・保全、風水害に強い土地利用、ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な対策を挙げております。そして、広域連合では、流域が一体となった総合的な治山・治水の理念の共有、先導的事例の情報提供によります取り組みの促進を行うこととしております。

課題②の住民避難の実効性の向上では、方向性といたしまして、市町村への確実な情報伝達、ハザードマップの充実、避難勧告等の実効性の向上を示しております。広域連合では、関西での水害リスク・災害情報伝達方法の共通化や発信力を生かして、先導的な事例の情報発信を行うことによりまして、住民避難の向上に向けた多様な取り組みが関西圏域で展開されるよう促してまいります。

課題③の災害対応体制の強化では、方向性として、関係機関との連携強化、被害状況等の早期把握、市町村連携の推進、緊急物資の供給・備蓄、事前対応計画の検討、訓練・研修などを示しております。広域連合では、関西の災害対応業務の共通化・標準化、広域ブロックや民間事業者との協定、テレビ会議システムなど広域防災情報システムの整備、台風など予測される災害などに備えた事前のタイムラインの導入検討などに取り組んでまいります。

2ページをお願いいたします。

課題の④でございます。応援・受援の円滑な実施では、方向性といたしまして、初動体制の早期確立、応援・受援の円滑な実施を示しております。広域連合では、緊急派遣チームの派遣でございますとか、災害対策本部による応援・受援調整を行うことといたしております。

次に、2の災害への備え（平時からの対策）でございます。

まず(1) 風水害に強い地域づくりでは、①基本的な考え方といたしまして、「流す・止める」といった氾濫防止、「貯める」といった流域全体での保水・遊水、ソフト対策中心の減災の諸対策を組み合わせまして、河川や海の施設管理者だけではなく、関係者が連携して上下流一体となった総合的な取り組みを推進してまいります。

②の構成団体の取組では、流域が一体となった総合的な治山・治水の理念のもと、構成団体が河川整備やハザードマップ作成などの河川対策、森林の整備・保全、流木対策などの山の保全対策、高潮対策などの海の対策など、各分野のハード・ソフト対策を計画的に実施し、風水害に強い地域づくりを進めてまいります。

③の風水害に強い地域づくりを推進する先導的な取組といたしましては、構成団体、住民などが一体となった総合的な治山・治水を推進する条例として、次の3ページに記載しております兵庫県、滋賀県の条例を紹介させていただいております。また、水害リスクの情報の提供では、滋賀県で実施されております「地先の安全度マップ」を紹介させていただいております。

④の関西圏域最大の流域一琵琶湖・定川水系での取組では、上流部の治水安全度を向上させると下流部の治水安全度が低下するという上下流のトレードオフの問題を抱えておりますため、有識者によります研究会を設置いたしますとともに、それによりまして関係府県、市町村と連携をいたしまして、流域の課題と今後の取り組みの方向性を確認してまいります。

(2)の住民避難の実効性の向上では、取り組みといたしましては、ハザードマップの充実支援、避難勧告等の発令支援情報の伝達、発令基準の改善、住民への効果的な情報伝達、竜巻、局地的大雨に対する安全確保行動の周知などを構成団体に働きかけてまいります。

避難行動については、表に示しましたように屋内にとどまる安全確保も含めて、住民への周知を図っていく必要があることなどを記載しております。

(3)の災害対応体制の強化では、①の関係機関との連携強化につきましては、防災分野の大学や研究機関の専門家等とのネットワークの構築や、民間企業等との協定を進めてまいります。

②の円滑な情報共有の仕組みとしましては、構成団体間でのテレビ会議システムの構築や広域防災情報システムの整備なども、構成団体等と調整を図りながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

③の市町村連携につきましては、次のページをご覧くださいと思います。機動性の高い支援が行えるよう府県域を超えた市町村間の相互応援協定の締結を、構成団体を通じて推進してまいりたいと考えております。

④の物資の供給、備蓄につきましては、民間事業者と連携をいたしまして、緊急物資円滑供給システムを構築いたしますとともに、関西全体の備蓄のあり方などの検討を進めてまいります。

⑤の広域避難につきましては、大規模浸水を想定いたしました避難体制の整備について検討を進めてまいります。

⑥のタイムラインにつきましては、大阪湾巨大高潮等に備えますため、関係機関と連携をしつつ、事前対応プログラムの導入について検討をしてまいりたいというふうに考えております。

⑦の訓練・研修につきましては、各団体の災害対応力向上と団体間の連携強化を図ります広域応援訓練、合同職員研修を実施いたします。

⑧の地域の防災体制につきましては、水防活動体制、地下街等の防災体制、避難行動要支援者の避難支援体制等の整備につきましても取り組みが進んでまいりますよう、構成団体と連携してまいります。

続きまして、3の災害発生時の対応のうち、(1)の体制の確立でございますが、次の5ページの中ほどの大規模広域災害発生時の対応をあわせてご覧いただきたいと存じます。

準備体制といたしまして、府県域内で災害警戒本部または対策本部が設置された場合か、それ以外で、国内で甚大な被害が推測される場合につきましては、対策準備室を設置し、情報収集・共有体制を強化いたします。

また、特別警報が発令されました場合は、災害警戒本部を設置いたします。甚大な被害が推測される場合や通信確保が困難な場合には、緊急派遣チームを派遣し、情報収集を行います。

応援・受援体制については、対策準備室、災害警戒本部を応援・受援調整室に改組し、被害が甚大で広域連合の組織を挙げた応援が必要な場合は、災害対策本部を設置いたしますとともに、構成団体、連携県とともに応援・受援体制を確立いたします。

また、広域連合では、九都県市でございますとか、九州ブロック、全国知事会との調整をあわせて実施してまいります。

(2)の災害発生直前の対応では、風水害は事前の予測が可能なため、①気象情報、水位情報の収集・共有、②のタイムラインによる対応、③の早期の避難勧告等の発令と住民の安全確保行動、④の事業者等への早期の安全確保措置の働きかけを行ってまいります。

(3) 応援・受援の円滑な実施では、ここに記載の給水、廃棄物処理などの各分野の応援・受援を、関西広域応援・受援実施要綱に基づき迅速に実施してまいります。

6 ページ以降につきましては、オペレーションマップをつけさせていただいております。発災時の各段階におきまして、被災団体や広域連合だけでなく関係機関が連携して行うべき対策等の全体像を示させていただいております。

また、本編では附属資料といたしまして86ページ以降に、近年の主な風水害から見えてきた課題などもあわせて掲載をさせていただいております。

以上で風水害対策編の説明を終了させていただきます。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。

資料2の感染症対策編のうち、新型インフルエンザ等の対策編でございます。これも概要版でご説明をさせていただきます。

新型インフルエンザ等につきましては、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されまして、政府の行動計画や都道府県の行動計画の策定が進んでいるところでございます。

本プランは、広域連合が新型インフルエンザ等対策の中心的な役割を担います各構成府県・連携県の対策を補完し、関西圏域全体として、より水準が高く統一性のある対策が実施できますように、各府県、市の行動計画と整合性を図りながら広域調整を行うための方針を取りまとめたものでございます。

まず、最初に、1、本プランの対象とする感染症でございますが、これは特措法及び政府行動計画が対象としているものと同じでございます。ここに記載の①の新型インフルエンザ、②の再興型インフルエンザ等でございます。

2の対策の目的及び基本的な戦略でございます。これも特措法及び政府行動計画の目的、戦略と同じでございますが、図にございますように、一つには感染拡大を可能な限り抑制をいたしまして、医療体制の整備やワクチンの製造のための時間を確保することなどによりまして、国民の生命及び健康を保護する。二つ目には国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることでございます。

2 ページをお願いいたします。

3 の新型インフルエンザ等対策の留意点でございますが、基本的人権の尊重など、政府行動計画に掲げます点に加えまして、自然災害と異なりまして、応援職員への感染や応援職員を通じた感染の拡大というリスクが考えられますので、応援の可否、必要性、効果等をより慎重に判断をいたしまして、広域調整をしなければならないというふうに考えておるところでございます。

4 の新型インフルエンザ発生時の被害想定では、政府行動計画の想定のもとに算定をしております。関西の人口で按分をしたものでございます。外来患者数は約253万人から487万人、入院患者数は約10万人から39万人、死亡者数は約3万人から12万人と想定をしております。

5 の発生段階といたしましては、新型インフルエンザ等が発生から蔓延に至るまでに状況が常に変化をしております。そのため、あらかじめ発生段階を設け、各段階ごとの対応方針を定めております。このプランでは、発生段階を、未発生期、海外発生期、関西圏域内未発生期、関西圏域内発生早期、関西圏域内感染期、小康期という6段階で対応方針を定めております。

6 の新型インフルエンザ等対策では、政府行動計画及び各府県行動計画に準じまして、六つの項目について対策をまとめております。

まず最初に、(1)の実施体制でございます。

①の準備体制・警戒体制につきましては、海外での動物インフルエンザ発生から段階的に体制を整えてまいります。まず、海外での感染状況に応じまして対策準備室を設置した後、同様に海外で新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、政府の初動の対応方針が決定された際には警戒本部を設置いたします。

3 ページをお願いいたします。

②の関係機関・団体との連携強化につきましては、国内の発生等に備えまして広域連合では、構成団体・連携県、保健所設置市や市町村、広域連合の他分野局のほか、相互応援協定のある広域ブロック、国、広域実動機関、さらには指定（地方）公共機関、登録事業者等との連携強化を図ってまいります。

③の新型インフルエンザ等対策本部につきましては、政府もしくは都道府県の対策本部の設置、または関西圏域内の府県を区域とする緊急事態宣言が発せられたときで、被害が甚大で広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合に設置をいたします。

④の新型インフルエンザ等の発生に備えまして、対策に係る研修や広域的な訓練も、今後実施を検討してまいります。

続きまして、(2)のサーベイランス・情報収集につきましてでございます。

サーベイランスにつきましては、構成団体・連携県が実施いたしますので、広域連合といたしましては、発生段階ごとの対応状況に応じまして構成団体等から情報を収集し、共有を図ってまいります。

(3) 情報提供・共有のうち、①の情報発信等では、広域連合は、構成団体等と密接に連携をいたしまして、ポータルサイト等を活用した情報提供・共有を図りますとともに、各団体の情報提供との整合性に配慮しつつ、その発信力を生かして統一メッセージを出すなどの情報発信を行ってまいります。

構成団体等にはコールセンターが設けられますので、広域連合といたしましては、コールセンターに寄せられました問い合わせ等の情報を集約をいたしまして、圏域内での共有を図ってまいります。また、緊急事態宣言が出されている場合には、関西圏域のどの地域でどのような緊急事態措置がとられているといったような情報につきましても広報をしてまいります。

②の報道機関等への情報提供の調整では、個人情報取り扱いに関する基準でありますとか、あるいは情報の提供方法や内容について共通化を図る必要がある場合については、必要な広域調整を行ってまいります。

また、③の風評被害の防止のためにも構成団体等と連携して、正しい情報の発信にも努めてまいります。

4 ページをお願いいたします。

(4) 予防・まん延の防止のうち、②のまん延防止にかかる社会的対策では、構成団体等が住民・事業者等に対しまして感染対策を講じるように、あるいは学校に対して臨時休校を適切に行うよう要請を行ったり、緊急事態宣言が出されている場合に、住民に対して不要不急の外出の自粛要請、あるいは、学校、保育所等に対して施設の使用制限の要請・指示を行います。

広域連合では、構成団体等がこのような社会的対策を保育所や社会福祉事業所の臨時休業に伴う代替措置も含めて、適時適切に実施できるよう必要な広域調整を行いますほか、府県をまたがる場合につきましては、必要に応じて要請等の内容の統一を図るなど、広域調整を行うこととしております。

③の予防接種では、まず、アの特定接種では、住民接種に先立ち登録事業者、あるいは公務員に対して実施をされ、その範囲、総数、摂取順位等につきましては、国の基本的対処方針で決められることとなっております。広域連合では、府県をまたがるような事業者など、特定接種が効率的に実施できるように働きかけてまいります。

また、イの住民接種では、これも接種順位等も含めて政府において決定がなされますが、市町村による集団的接種が基本でございますが、現在、国において他府県の病院・施設への長期入院・入所者や里帰り分娩の妊産婦等につきまして、広域接種を実施することのできる体制が整備されようとしております。その場合には、広域連合でも関西圏域において円滑に実施できるよう努めてまいります。このほか、必要に応じてワクチンの広域融通調整にも取り組むことといたしております。

(5) の医療でございます。

①の医療体制の整備、医療の確保につきましては、構成団体において体制が構築されることとなっております。広域連合では、5 ページの③でございますが、医薬品・医療資器材の整備・融通につきまして、各団体の医療資器材の保有状況、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を把握いたしまして、必要に応じて地域的な融通調整を行ってまいります。

また、④の患者の搬送・移送体制の確立では、広域連合では、発生早期の近隣府県間等で患者搬送車を提供する体制の構築に努めることとしております。

(6) 府県民生活・府県民経済の安定の確保のうち、①指定（地方）公共機関等に関する調整につきましては、指定（地方）公共機関や登録事業者等には、事業継続をしっかりと

と行っていただく必要がございますので、構成団体等は、指定地方公共機関に緊急物資の輸送、あるいは物資の売り渡し等の要請・指示を行っていただきます。広域連合では、事業者等が府県をまたがり、一元的な要請等を行うことが求められる場合については、必要な広域調整を行ってまいります。

②の府県民・事業者への統一的な情報発信につきましては、事業者のサービス水準が低下したり、また、物価等が変動したりといったような動きがある場合におきましては、構成団体が調査あるいは呼びかけ等を行いますので、広域連合は、その発信力を活かしまして統一メッセージを出すなど、関西圏全てを対象とした一斉の呼びかけを行うこととしております。

③の広域火葬につきましては、広域連合が中心となりまして実施体制の構築を図ってまいります。

次の6ページに、参考でつけさせていただいておりますのは、各発生段階に対応した各機関のオペレーションマップでございます。国、構成府県・連携県、広域連合及び市町村が連携しながら実施する新型インフルエンザ対策のオペレーションを発生段階ごとに一覧で示したものでございます。

以上で新型インフルエンザ対策編の説明を終了させていただきます。

続きまして、資料3でございます。鳥インフルエンザ・口蹄疫等でございます。これにつきましても概要版について説明をさせていただきます。

鳥インフルエンザ・口蹄疫等の防疫措置につきましては、構成府県等が平成23年に作成いたしました国の鳥インフルエンザや口蹄疫等に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づきまして実施することとなっておりますが、本プランでは、構成府県が対策を円滑に実施できますよう、広域連合が行う応援・受援の広域調整についての、その方針を取りまとめたものでございます。

初めに、1の関西圏域の畜産業の状況でございます。関西圏域の畜産部門の産出額は、記載のとおり全国で申しますと6.4%、農業産出額に占める割合は21%で、全国的に見ればそれほど大きくはなく、また、関西圏域では兵庫県と三重県で約半分の産出額を占めているというような状況でございます。

2の関西圏域における特定家畜伝染病の発生状況につきましては、平成16年2月に国内で79年ぶりになります高病原性鳥インフルエンザが発生をしております。その後、散発的に発生しておりますが、口蹄疫につきましては関西では発生していない状況でございます。なお、平成23年、22年に宮崎県で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザと口蹄疫の状況につきましては表に記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

3発生・まん延への備えでございます。（1）発生時に備えた準備では、①の早期通報体制等の整備でございます。これは、異常家畜発生段階での通報体制を整備しようとするものでございまして、畜産部門の近畿農政局ルートと、防災部門の広域連合ルートで情報の多重化を図ろうとするものでございます。

②の初動防疫に必要な農家情報等の収集・共有につきましては、農場の所在地、畜種、飼養頭羽数、焼埋却地等の確保状況等の情報把握や、マップシステムを活用いたしまして、想定される搬出制限区域の農家情報や飼料等の搬送ルートについても情報の共有化を図つ

てまいります。

③の初動防疫に必要な人員の確保につきましては、年度ごとに構成府県等が人員・資材等の確保を行うのにあわせて、関西圏域における家畜防疫員、防疫資材に関する情報の共有を図ろうとするものでございます。

(2)の家畜の所有者に対する指導・助言でございますが、これは予防等のために構成府県等が記載のような①から③までの業務を実施してまいりますとともに、(3)に記載しております畜産関係者への海外渡航に関する指導についても、あわせて実施してまいります。

(4)広域防疫訓練及び派遣要員の安全研修の実施では、広域防疫訓練とともに防疫作業中の事故防止のため、派遣要員の安全研修についても今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

4の発生・まん延時の対応のうち、(1)段階的な対応体制の整備では、国内で鳥インフルエンザ等が発生したとき、あるいは政府もしくは都道府県の対策本部が設置されたときには、支援行動に直ちに移れるよう、広域連合の警戒本部を設置いたします。その後の状況に応じまして、広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合には、対策本部を設置することとしております。

(2)の防疫措置の円滑な実施につきましては、構成府県等が中心となって実施するものであり、その措置の内容については、3ページの一覧表に記載しているとおりでございます。広域連合では、通行の制限、家畜等の移動の制限、消毒ポイントの設置等に係ります情報についての共有を行ってまいります。

3ページの(3)の人員・資材の応援・受援では、①の初動防疫に必要な家畜防疫員の派遣・防疫資材等の融通につきましては、国が平成23年に防疫指針を策定する以前から、関西圏域では独自に派遣制度を設けておりました、それを関西広域連合で継承し、実施していくものでございます。内容といたしましては、破線で囲んでおりますように、あらかじめ登録した家畜防疫員を、全構成府県・連携県との連携のもとに、迅速に派遣しようとするものでございます。

②の家畜防疫員以外の人員の派遣につきましても、家畜防疫員だけでは賄い切れない業務に対応して、広域連合が職員の派遣調整を行ってまいります。

(4)広域伝播を防ぐための交通拠点における消毒徹底の依頼では、遠隔地等で鳥インフルエンザ等が発生した場合において、広域連合は必要に応じて、空港・港湾等の交通拠点における消毒の徹底を施設管理者に依頼をするというようなことを記載しております。

(5)の風評被害対策では、影響の大きい流通業界向けの対策に重点を置きながら実施してまいります。5項目記載をいたしておりますが、適正取引の要請、公的機関や学校給食での畜産物の利用促進、あるいは消費拡大イベントの開催等に取り組んでまいります。

次に、4ページでございますが、4ページについては対応の流れとしてまとめさせていただいております。

また、5ページの参考2をご覧くださいと思います。

関西圏域の飼養状況としまして、偶蹄類家畜の飼養密度でございます。「※」のところに書いておりますように、徳島県中央部が1キロ平方メートル当たり100頭を超える、圏域で最も飼養密度が高いというようなこと、それから、鳥取県中部・西部、兵庫県淡路島、

三重県中勢地方で、1キロ平方メートル当たり40頭を超えているというようなところがあります。

ちなみに、凡例のところに書いておりますように、宮崎県で起こりましたときの、その密度としましては、1キロ平方メートル当たり342頭というようなことでございます。

鶏の飼養密度につきましても、同様に、徳島県中央部が1キロ平方メートル当たり5,000羽を超え、圏域で最も飼養密度が高く、鳥取県中部、三重県北勢地方で、2,000羽を超えているというようなところがございます。

同じく宮崎県では、1キロ平方メートル当たり9,876羽というような状況でございます。

私からは説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（山下直也）　　ただいま藤森防災計画参事より説明がありました。それでは、これより質疑に移ります。ご発言があれば挙手をお願いします。

高山委員。

○委員（高山 仁）　　この風水害対策編の中で、ちょっと1点だけお聞きします。

これは、先ほどもご説明ございましたように、概要版の4ページの14行目、ここの⑧で、地域の防災体制の整備の2番目の中に、地下街等の防災体制の整備として、避難確保、また、浸水防止計画策定等が掲げられまして、先日も頂戴しております本編の中でも55ページの下段のほうに、（3）地下街等の防災体制の整備として、地下街等に関する情報共有、また、避難確保・浸水防止体制の確立等について一定の方向性が示されております。そして、その中で地下街等において避難確保また浸水防止計画の策定などが着実に実施されるように、支援のための連携体制を強化するということが示されております。

一方で、大阪市なんですけども、当然、非常に広大な地下空間を所有しています。この3月に行政機関と、そして地下街などの管理者、これで構成する大阪市地下空間浸水対策協議会というものを設置しました。その中で、当然、大阪駅周辺地区のターミナル5カ所を対象に、南海トラフ巨大地震による津波でありますとか河川の氾濫などの水害に対する地下街などの対策について、連携した取り組みを進めようと、今しています。

この協議会の中では、国の動向も踏まえまして、まず一つは、平成26年度、今年度到大阪駅周辺をモデル地区としてガイドラインの作成でありますとか、それから、総合連携訓練等を実施すると、こういうようにしています。もう一点は、28年度までに具体的な避難対策、また止水対策に関する計画策定に向けた、そういった検討を行うことも示しています。

このように、そのスケジュールに沿ってやろうと今していますね。広域連合として今このように対策編で示された。だから一つは、この協議会等に関して、どのようにかかわってくださるのかということ。それともう一点は、もしそのスケジュール感があるのであれば、ちょっとその点も示していただきたい。

○委員長（山下直也）　　杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文）　　地下街の災害対策は本当に重要なことであると我々も認識をさせていただいております。地下街につきましても、ただいまご指摘がございましたように、その管理者側で具体的な対策を講じていただくというのが基本でございますし、また、そこが所在しております市町村、基礎自治体がそれを支援していくというのが基本でございます。

国、広域連合、都道府県といった広域的な団体の役割といたしましては、やはり具体的にどんな災害が起こるのか、それに対してどういう対策が求められるのか、こういったところをしっかりと示していく。それで、必要に応じて支援をさせていただくというのが広域的な行政の役割ではないかというふうに考えております。

そういったこともございまして、この広域連合の防災・減災プランにも地下街対策を位置づけて、必要に応じて支援をしていくための連携体制を構築していこうと、こういうことを記述をさせていただいたというところでございます。

ただいま平成26年、28年それぞれに対応を図られるということでご指摘がございました。私どもといたしましては、これは風水害ではないんですけれども、南海トラフの津波に対しまして、あるいは地震に対しまして、本年度、具体的な対応マニュアルを府県の対応マニュアルと連携をさせてつくっていききたいと、府県といいますか構成団体とつくっていききたいと考えておりました、そんな中で、よくその構成団体のご意見をいただきながら広域連合として何をすべきかということをしつかりと検討させていただきたいと考えております。

また、広域連合は関東の9都県市、あるいは九州ブロック知事会、こういったところとも応援協定を結んでおります。いずれも大都市圏、地下街を抱えるところでございますので、そういったところで、もし先導的な取り組みがあれば、そういう情報交換の中で、関西としても取り組めるものがあれば紹介をさせていただく等のご支援も検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（山下直也） よろしいですか。ほかに発言はございませんか。

村井委員。

○委員（村井 弘） この防災・減災プランの風水害対策編での、新たに今回、関西圏域最大の流域ということで、琵琶湖・淀川水系での取り組みということでお示しいただいています。その中で、複数の観点からの検討が必要なため、有識者による研究会を設置する等によって流域課題の今後の取り組みと方向性ということを確認ということなんですけど、今どういう観点が考えられるのか、有識者はどのような方になってくるのか。

それと、淀川水系は平成25年度も大きな被害が出てますから、当然、検討等々必要ですけども、前もどこかでお聞きしたと思うんですけども、淀川水系には構成府県じゃない奈良県さん、三重県さんの部分もありますよね。この辺をどんなふうに扱っていくのか、その辺まずお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 研究会を設置するというところまでプランに書かせていただいて、本年度、研究会を設置するというところで、まだ具体的なところまで踏み込めていないというのが現状でございます。

ただ、研究会の方向性といたしましては、やはり琵琶湖・淀川水系はご指摘ありましたように、大変多種多様の利害関係を持たれる方がいらっしゃるということもございまして、また、過去のいろんな取り組みの経緯、こういったものもございまして。例えば琵琶湖総合開発でありますとか、下流府県も参画して滋賀県の森林整備をしたと、こういう過去の取り組みもあろうかと思っております。どんな過去からの取り組みがなされてきたのか、その上で

現在の課題は何なのか、そういったところ、まずベーシックなところから、この研究会のほうで少し議論をしていただくことから始めてはどうかということで現時点では考えている状況でございます。

○委員長（山下直也） 古川本部事務局次長。

○本部事務局次長（古川美信） 私のほうからは、研究会の状況でございます。ご質問にお答えさせていただきます。

現時点では、まだ研究会の専門家の先生にどういう方をお願いするかというのは、今、検討中です。幅広く求めているところでした、分野といたしましては、河川、それから防災、環境といったところから学識の先生に来ていただければと思っておりますが、まだちょっと私ども事務局の中で人選を検討しておりまして、今後、委員会等でも議論いただいて、研究会という形にしたいと思っている状況です。

○委員長（山下直也） 村井委員。

○委員（村井 弘） 参加してない府県に関しても、お答えいただけますでしょうか。

○委員長（山下直也） 古川次長。

○本部事務局次長（古川美信） すみません、失礼しました。

奈良・三重に関しましては、広域連合のメンバーに入っておられませんので、事務局という立場では、奈良・三重が入って検討することはないと思いますが、例えば奈良・三重と個別にお話をするなり意見を聞くなりといったところで、いわば一緒になって考えられるような体制が組めたらと思っておりますが、これもまだ、どういう形で奈良・三重に入っていただくかということも、まだ現在では検討中でございます。

○委員長（山下直也） 村井委員。

○委員（村井 弘） 要望だけちょっと言わせていただきます。

僕は、これはもう中途半端な検討はやるべきではない、これは京都府議会においても2月の定例議会で発言をさせていただいています。これは変わりません。ただ、各府県で見えていくということは非常に重要だと、この立場を持っております。

できれば、せっかくの有識者がいらっしゃるんですから、技術的な検討、洪水に関しましては。これ幾つかもうパターンが出てきてると思うんですね。新たに平成25年度の台風18号のデータ、これもうとられてるんだと思いますので、現状の河川において、そういう技術的な検討で洪水が回避できるのかどうかというような、そういう技術的な検討を行ってほしい。

それともう一つは、当然そうなってきましたと、この淀川水系ですから、平成20年には大戸川ダムいわゆる凍結ということ、これは4府県の知事が、あのとき共同で意見を言われました、大阪府、京都府、滋賀県、三重県。しっかりとできれば大戸川ダムの役割というものも、もう一度この直近のデータで検討すべきだと思います。

もう一点は、淀川水系ですから当然、主流の宇治川、桂川、木津川、そして淀川なんですけども、当然、内水系がいっぱいありますね。内水系にも被害が多々出てます。できればそのところまで含んだ検討というんですか、そういうものが技術的なものが出てくれば、僕は非常に有効になってくるだろうと。

あるようで、それぞれ個別にはあるんですけども全体を踏まえたものが僕はまだまだ今後だと思っておりますので、できれば平成25年の台風18号、この辺を踏まえて、過去にある幾つ

かの洪水パターン、それを最新の河川整備の状況から割り返して、洪水パターンがどうなるとかこうなるとかいうことが出せれば、一番有効ではないのか、こう思いますので、その辺は要望しておきます。

○委員長（山下直也） 要望でよろしいですか。

○委員（村井 弘） はい、結構です。

○委員長（山下直也） 山本委員。

○委員（山本敏信） 兵庫県の山本です。

風水害対策で1点と、感染症、新型インフルエンザで1点あるんですけど、長くなるのでまず最初に風水害対策について。

先ほど来、ほかの先生方の同じような話でございまして、ハード対策、風水害に強い地域づくりということで、各項目を挙げられております。本県の場合、一番大きな川は一級河川の加古川でございまして、これはもう明治9年に大久保利通が丹波2郡を分離して兵庫県にくっつけたので同じ県内で対応できるんですけど、播磨の五川については全て同じ県内です。

ただ、日本海に注いでいる由良川については、兵庫県と京都にまたがってるというような、その中で、先般も道州制の問題では直接関係なかったんですけど、国会議員の自民党の兵庫県の先生方と我々自民党議員団との懇談会の冒頭に、いわゆる行政機関の地方の丸ごと移管の話の中で、市町がそういう河川の管理も含めて不十分だと言っているのに、ただその関係府県だけで移管してできるんかというふうな国会議員側からの指摘がありまして、それ、平行線で終わってしまったんですけども、今回のお話を伺っておりますと、皆さん方それぞれ今まで経験済みなので、防災、発生時の対応ということについては、大規模広域の中でいろいろされてまして、その前のいわゆる予防といいますか、河川のそういう災害防止策ということになってくると、府県だけじゃなくて市町もかんでくると。

そういうような場合において、ただこういうようなことを並べているだけで、果たしてどうなのかなという疑問が、私自身、前々からずっとしてるわけなんですけれども、その辺、今後どういうふうに肉づけしていくのか、実際、ソフト面で体制をつくっておられても、その前のきっちり、変な言い方ですけども、兵庫県が先にやっちゃって京都がおくれてるという場合は、当然災害のギャップが出てくると。逆の場合も、京都が済んで兵庫がおくれてる場合は災害のギャップが出てくるというふうな、その辺についてまで入ってこられるのかどうか、それをまず1点お伺いしたいんですけど。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 主として予防対策あるいはハード対策を広域連合としてどうするのかというご質問かと思っておりますけれども、さらには市町の部分も含めてということかと思っておりますけれども、広域連合は名のとおり、こういった広域調整に当たる部門でございまして、直接ハード整備を行うところではないということではございますが、予防対策といたしましては、先進的な事例等を各府県、あるいはそこを通じて市町村に示させていただきまして、それを参考に各団体のほうで実行していただくと、こういう取り組みを進めさせていただきたいと考えております。

そういうことで、先進事例の紹介、先ほどの説明の中でも滋賀県なり兵庫県の事例も紹介させていただいておりますが、そういったものを紹介をさせていただくということにし

ております。

それと、予防対策につきましては、地震・津波災害対策編でもそうなんですけれども、毎年の実施状況というものを確認をしていこうという取り組みもしております、そんな中で、各県の進みぐあい、あるいは先進的な取り組みの状況、こういったものを確認をさせていただく。そういう中で取り組みが進むように促していくという努力をしてみたいと考えております。

○委員長（山下直也） 山本委員。

○委員（山本敏信） そういう方向でいいんですけれども、特にこういうハード面の場合は、それぞれ府県の中の市町村というの、かなりこれから前向きに取り組んでいかないと、府県の調整はこの関西広域連合で十分されてると思うんですけども、その辺、個々の府県の中に入り込んで申しわけないんですけども、その辺もやっていかないと、今、我々が3年越しに要望しているそういう丸ごと移管というものが実現できるのかどうか、その辺ぜひこれから一層、踏み入れをお願いしたいと思っております。

それで2点目、すみません。

○委員長（山下直也） どうぞ。

○委員（山本敏信） 新型インフルエンザは私も経験があるんですけども、先ほど来、医療の面で、新型インフルエンザに海外で接触してきて兵庫県に入ってきて、それで兵庫県の中のあるグループ、年代の者が接触して、全体的に問題になったということの中で、最初、例えが悪いんですけども、今の理研の問題じゃないんですけども、何のこっちゃようわからんわけですね。その新型インフルエンザがどういう症状で、どない来て、結局マスコミ報道とかそういう裏の情報で、「いや、あそこの学校も、どうも何かあるらしいわ」いうような形で、ずっとくると。

我々が一番知りたいのは、医療の面で、もう一つの鳥インフルエンザはもう一つ飛んでくるやつやからようわかりませんが、人間の動きいうたら限られていると。例えば、姫路に寄って、洲本に寄って、外国人がずっとそういう症状の人が回ってきたという中で、その医療の面で我々はそれならどないしたらいいんかと、どう対応したらいいんかというのが、なかなか見えてこないんですよ。

それで、今もずっと説明をもらってましたけども、医療ということで特別に項目を書かれて出しておられますけども、そしたら、わかっているお医者さんとわからないお医者さんがいると。名医というのが臨床例がたくさんあって、よく患者さんを知ってるから、診てすぐ「ああ、これはこうや」ということのできるのが名医だと私は解釈しているんですけども、そういうことに対しての前向きの取り組みというような形は、この広域の予防の中では、特に医療ということの項目はありますけども、今後どうしていかれるのかなと思ってね。

特に、海外からぼーんと何か飛び出てきた場合に、我々は今まで例がないからどないしていいかわからないというような。ちょっと質問が悪いですけど。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 恐らく、最初に来た段階では、そのインフルエンザの毒性の強さとか感染力の強さであるとか、このあたりがまだ明らかになっていない、そういった中で、どう対応するのかというご質問かと思うんですけども、そういう事態、これ

は危機管理の原則といたしましては、やはり最高レベルの対応をしていくべきだと、こういうふうに考えております。

したがって、必要な社会活動、これは法律上は政府の緊急事態宣言が発令されないとできないんですけれども、私どもとしては、わからない段階では、やはりしっかりと対応を呼びかけさせていただいて、社会活動もそれなりに自粛をしていただくような要請を、やはりしていくべきだというふうに思っておりますし、医療機関に対しても、疑わしいものについては検査に回すといいますか、そういった形でしっかりとした対応を促していくということになるかと考えております。

○委員長（山下直也） 山本委員。

○委員（山本敏信） やはり医療機関との一層の連携ということを前提にして、これからも取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（山下直也） ただいまの発言は要望になります。

続いて発言はございませんか。

吉田委員。

○委員（吉田利幸） 災害医療のことについて、これ大体、感染症も関係あるのかもわからんですけれども、第二次医療圏でおさまるよということなんですけれども、これが大体単位としては考えておるような文言があったと思うんですけど、第二次医療圏、この関西広域連合の中でかなりどうなのか、力量に差があると思うんですよ。

例えば、私どもの地元はかなり救命救急センターとかいろんな面でもう、大学もありますし薬大もあり、みたいなことで大体おさまられるのかなと思うんですけども、それ以外のところで、やっぱりなかなかそういう意味のいわゆる人材育成と、これは医師のみならず、例えば看護師さん、それからマネジメントしていくところの人材育成、あるいは事務的な処理をする人の人材育成、これは全部がそれなりの密度でやっていかないと、関西広域連合全体を、いざというときにそれだけのことが本当に万全を期せられるのかということに、ちょっと危惧するところがあるんですけども、この点を既に考えてはいただいていると思いますが、この点についてのことが1点。

それから、先ほど感染症のところであれば、前もちょっと質問でさせてもらったんですけど、P3までのことは、割合この俎上に上ってるんですけどP4までのことで、例えば今アフリカでエボラ出血熱という、かなりこれが猛威を振るっているということなんですけれども、これもいつ飛び火してくるかもわからないという状況の中で、これに対する専門的な、もちろん実践活動が足りてる人の人材を、いかに全体としてカバーできるかという、この人材育成も含めてどうしていこうとされるのか。

それから、もう一つ、先ほど高山委員のほうから地下の空間の話があったんですけど、これ多分、地下街を抱えているところというのは、兵庫県も大阪府も京都府も、ほかにも和歌山とかいろんなところがあるのかもわからないですけど、今たまたま大阪がゲリラ豪雨のときに地下河川の問題が起こったんですけども、この整備をそれぞれの単体での府県ではやっておられるんでしょうけれども、これがやっぱりかなり万全なことにはしておかないと、いざというときに避難誘導といっても、これはもう時間帯によってはかなり混乱するのではないかというような思いがあるんですけども、この辺についての緊急のときの対応

ですね。

それから、あとは大量輸送するときの、やっぱり自衛隊を要請せんといかんとは思うんですけど、この辺のことの全体としての中で、かなり完璧なものにしておかないと、いざというときに混乱せんようにしてほしいなどは思ってるんですけど、その辺の見解、現時点での見解をお聞かせください。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 医療人材の養成につきましては、ちょっと私ども広域防災局でございますので、大変恐縮なんですけれども、お答えすることはできないので、ご了承くださいたいと思います。

ただ、新型インフルエンザに関していいますと、やはり二次医療圏ごとに対応することになっておりますが、当然その医療圏を超えて対応せざるを得ないようなケース、例えば、そもそも重篤な疾病にかかっておられる方とか、そういった状況が生じてこようかと思えますので、その辺はできるだけ府県間を超えるような形で何とか融通できないかというようなことが、これは検討委員会のほうでも出ておりますので、そういったところは引き続き我々として検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、地下河川のお話をいただきましたんですけれども、これもやはり具体的には、その河川を管理されているところ、あるいはその市町村で、具体的な対策を講じていただくということになるかと思えます。

広域連合として構成団体のほうからそういった取り組みについて、何か支援が必要だというような要請なり、あるいは先ほど申し上げました津波の南海トラフのマニュアルを検討する中で、その協議の中でいろいろ議論が出てくれば、そんな中でも対応していきたいというふうに考えております。

それから、避難者の大量輸送等の問題でございまして、これはさまざまな場面でそういったニーズが生じてくる可能性があるというふうには承知をいたしております。そのために、やはり指定公共機関というような形で、バス協会とか鉄道事業者等にもお願いをしておりますし、また、自衛隊等の実働機関の協力も、そのときには仰がなければいけないというふうにも思っております、そういったいろんな実働関係の機関、あるいは民間企業等と連携体制を十分構築していく必要があるということで、今後とも努めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山下直也） 吉田委員。

○委員（吉田利幸） それで、P4の研究機関って、今この関西広域連合内にあるんですかね。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） すみません、ちょっとそれも。

○委員長（山下直也） 吉田委員。

○委員（吉田利幸） はい、わかりました。またそれなら別の機会に。

○委員長（山下直也） ほかにございますか。

今江委員。

○委員（今江政彦） 1点だけ。鳥インフルエンザ等の口蹄疫の関係で、概要版の2ペ

ージにもあるんですが、家畜所有者の焼埋却地の事前確保が十分でない場合の利用可能公有地の決定等ということでの指導・助言という項目があるんですが、前、宮崎県で発生したときに、滋賀県でも畜産業の人らと懇談していると、やはりいざというときの処分地が確保できてへんことが心配という話があって、ただ、これは移動するというところで、広域の対応で何かできることとか、何かそういう検討みたいなことは、実際、広域連合でされてるのかどうか、ちょっとその辺の状況を教えていただけたらと思います。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 焼埋却地の確保につきましては、家畜所有者のほうでやっていたということになっておりますが、広域連合のほうで具体的に、じゃあどこを確保しているかということは、現時点ではございません。こういう事前確保をそれぞれの団体のほうで努力をいただいているところかと思っておりますので、そういった状況も把握しながら、また検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（山下直也） 今江委員。

○委員（今江政彦） おっしゃってた都道府県をまたいでというのは、もう当然難しい問題というのはわかりますんですが、なかなか畜産農家の方は、もうその辺、本当に不安を持ってらっしゃるということを感じますので、今後の議論として考えられることをいろいろ検討いただきたいと思っておりますので、要望にしておきますので。

○委員長（山下直也） ただいまの発言は要望であります。

続いてご発言はございますか。

藤井委員。

○委員（藤井省三） 災害発生予測というのが、いわゆる南海トラフを中心に考えられてきているように思うんですね。要するに、太平洋側を中心に想定されて、対策も想像されてきているような気がするんですけど、日本海側というのは、やっぱり先ほどの医療の利用の話もありましたけど、事情が大分違うんじゃないかという気がするんですが、この太平洋側、日本海側を分けて対応を考える必要があるんじゃないかと、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 確かにご指摘のとおりだと考えております。関西圏域、鳥取県、徳島県等、また連携県につきましては福井県、三重県、こういったところも含めて考えていかないといけない、そういう地域でございます。そんな中で、被害想定という意味では日本海側が手薄くなっているということは、プラン上、そういう仕立てになってしまったということでございます。

やはり広域連合が対応する災害といいますのは、広域で、かつ大規模、激甚な災害が広域連合の一番の活躍の場であろうと思っております。それに対応するためのプランということで、災害想定については一番大きな想定ということで、南海トラフ、あるいは風水害でいいますと淀川流域と、こういったことを想定として用いさせていただいておりますが、実際起こってからの対応につきましては、それに特化した対応ということで記述をしておるわけではございませんで、むしろそういう大きな災害にどう対応するのかということで、災害対応について記述をさせていただいております。

したがって、どこでどんな災害が起きても、このプランに基づいて、構成団体を含

めて広域連合が動けば何とか対応していけるのではないかというような形でプランづくりをさせていただいておりますので、その点につきまして、想定に日本海側がないから対応できないというプランにはなっていないということでご理解いただけましたらありがたいと思っております。

○委員長（山下直也） よろしいですか。ほかに発言ございますか。

吉川委員。

○委員（吉川敏文） すみません、私も1点だけ。

このオペレーションマップをつくっていただいているので、それぞれの果たすべき役割というのが非常によくわかっていいんですけれども、ただ、関西広域連合が行わなければならないとか行うべき部分について、若干、本当にそうなのかなという部分もありますので、これは今後、精査をされていくかと思うんですけれども、例えば、その事例の一つといたしまして、新型インフルエンザの感染症対策編の23ページにございます広域連合が実施する対策で、水際対策というのがございますけれども、例えばここに「海外発生期において、空港等における停留の実施等、効果的な水際対策が行われるよう検疫所と密接に連携する」というふうにあるんですが、これは新型インフルエンザとか、この鳥もそうなんですけれども、府県が果たす役割というのも十分かなり詰められてやられている中で、例えばこういうふうなことを記述されてますけれども、じゃあ果たして、これ、何をするんですかという話になっていくわけですよ。これは既に府県あるいは国が対応している話ではないかなとか、そのほかにも少しそういう気になる点がございます。

そこが確かに全体を俯瞰をしていただいて、それぞれの役割を整理していただいて、広域連合が果たさなければならない、果たすべき部分というのを抽出していただくという、この手法は問題ないかと思うんですが、やらなくてもいいところまでやるという必要は、私は全然ないのかなというふうに感じておりました、その辺の精査は十分にやっていただいたほうがいいのではないかなというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 確かに新型インフルエンザ対策につきましては、国、それから都道府県の役割が法律上きちんと明記をされておりました、広域連合というのは、そもそも特措法上、何の位置づけもないという状況でございます。

そんな中で、広域連合の役割ということで、どういったことかと。やはり広域調整を行うものとして、構成団体のレベルアップでありますとか、実際に発生したときの情報の共有でありますとか、そういったところが広域連合の大きな役割になってくるんだろうと。

ご指摘いただきました、その水際対策でございますが、水際対策そのものは当然、広域連合でもできませんし国の役割でございます。ただ、その水際対策をやっております検疫所の情報というのは、やはりしっかりとウオッチをしておく必要があるかと思っております、そういった意味で「密接に連携する」というような書きぶりで書かせていただいております。

なかなか書き方が難しいという部分もございますので、今後また必要に応じて見直しをさせていただきたいと思っております。

○委員長（山下直也） 吉川委員。

○委員（吉川敏文） ありがとうございます。

例えばの話で一つ例を挙げただけなんですけれども、その情報をウオッチをするということであれば、それを直接書かれたほうが、もっと、よりわかりやすいということですので、また今後ともよろしく申し上げます。これも要望でございます。

○委員長（山下直也） ただいまの発言は要望であります。

続いて、ご発言はございませんか。

ご発言もないようでございますので、それでは、ここで理事者交代のため、5分間休憩をいたしたいと思っております。再開は2時50分ということでよろしく申し上げます。

（休憩）

○委員長（山下直也） それでは、委員会を再開いたします。

広域職員研修の推進につきまして、市川広域職員研修局長から説明をお願いいたします。市川広域職員研修局長。

○広域職員研修局長（市川靖之） 広域職員研修局長の市川でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料4の広域職員研修局の取組状況についてという資料に沿いまして、説明をさせていただきます。

では、資料の1ページをご覧ください。

まず、広域職員研修に取り組む上での問題意識を1枚にまとめております。広域連合の事業を構成府県市の職員が円滑に行うためには、関西という幅広い視野で広域課題に取り組むことができる能力を身につけるとともに、職員間の交流を活発にすることが必要であると考えております。そのため、広域計画におきまして2ページに記載しております三つの重点方針を掲げ、効果的、効率的な研修に取り組むこととしております。

2ページをご覧くださいますと、重点方針の一つ目でございますが、幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上。二つ目は、構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの形成。三つ目は研修の効率化であります。

次に3ページをご覧ください。

以下、具体的な取り組みをご説明いたします。

まず一つ目の取り組みは、重点方針の1と2に対応するものとしまして、政策形成能力研修を実施しております。これは、関西における共通の政策課題をテーマとしまして、政策立案研修を2泊3日の合宿形式により実施しております。

平成25年度は、9月と10月の2回、京都市で広域観光、とりわけ関西全体での事業効果が高いと思われる外国人誘客政策をテーマといたしまして、各団体の30歳代の若手職員延べ75名が受講したところでございます。なお、平成23年度は和歌山県の高野山で観光振興を、平成24年度は大津市で環境をテーマに実施しております。

次に、4ページ以降で昨年度の研修内容をまとめております。4ページをご覧ください。

まず、東京大学名誉教授、大森彌氏から、公共政策概論について講義を受けたところでございます。大森先生は行政学の権威でありまして、自治体職員が政策を立案する際の考え方について政策形成論の基礎をご講義いただきました。

次に、5ページをお願いいたします。

2人目の講師である京都嵯峨芸術大学観光デザイン学科教授、坂上英彦氏からは、現在、中国やアセアンで大きな観光の変革が起こりつつあるという事例紹介を受けまして、アジ

アの観光交流時代にどういう戦略を持って地域がどう積極的に取り組んでいくべきかというインバウンドのあり方などにつきまして、多彩なスライド写真を活用しての講義を受けたところでございます。

次に、6ページをご覧ください。

3人目の講師としまして、観光庁の観光カリスマ100選に選ばれた方でございますが、JTIC・SWISS代表の山田圭一郎氏から、インバウンドの取組についての講義を受講いたしました。山田先生からは観光のみならず地域が総合力を発揮して地域振興に結びつけたこれまでの成功事例などを紹介していただいたところでございます。

次に、7ページをご覧ください。

3人の先生方から講義を受けました後に、現地調査といたしまして、実際に外国人誘客の取り組みを行っております株式会社「庵」、それから公益財団法人「京都文化交流コンベンションビューロー」の取り組みについて情報収集を行いまして、政策立案の着眼点、それから課題等を学んだところでございます。

その後、政策立案演習としまして、各グループごとに議論を行い、政策案をまとめ発表し、講師の先生方から講評をいただいたところでございます。

資料には載せておりませんが、この研修終了後、アンケートをとりましたところ、職員の皆さんからは、「広域連合の職員で研修することで視点が広がった」とか、「他団体の職員と情報交換できる関係を築けた」、そういったご意見をいただいたところでございます。

なお、今年度は「都市と農山村の交流・協働」をテーマに、堺市で実施する予定であります。

次に、8ページをご覧ください。

二つ目の取り組みでございますが、団体連携型研修というものを行っております。これは各団体で主催している研修につきまして、他団体からの職員を相互に受講参加させることによりまして、幅広い研修メニューを提供するとともに、他団体の職員とともに受講することにより、各団体の地域性や多種多様な考え方を理解し合い、広範な人脈づくりを行うことを目的としております。

9ページをご覧ください。

対象としております研修でございますが、各団体が主催する研修の中で独自性が認められる研修や、職員の資質向上や人的交流に資する研修から選定しており、平成25年度は計20研修で153名が受講したところでございます。具体的な研修のテーマにつきましては、10ページ、11ページに掲載しております。

次に、12ページをお願いいたします。

三つ目の取り組みでございますが、重点方針の三つ目の研修の効率化といった観点から行っているWEB型研修であります。これは、インターネットを活用しまして、1会場で行っている研修の内容をほかの会場に同時配信することで、他団体の職員が一斉に受講できる体制をつくることにより、旅費等の節減を図りまして、参加府縣市全体における事業の効率化を図るものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

具体的にどんなふうに行っているかと申しますと、昨年8月に和歌山県主催の政策形成

能力開発研修におきまして、初めてWEB型研修を実施いたしました。関西広域連合本部事務局の会議室及び兵庫県の自治研修所に配信したところでございます。

それから、本年2月には、和歌山県主催の民法講座においても、WEB型研修を実施いたしまして、この研修につきましては、主会場とサテライト会場とのやりとりを重視した双方向型で実施したところでございます。

このWEB型研修につきましては、受講生からも広域連合として進めてほしいとの意見もあり、また、サテライト会場におきましても、おおむね本会場と同じクオリティーで受講ができたとの感想をいただいておりますので、各団体のご理解とご協力を得ながら本格実施に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後に、14ページをお願いいたします。

その他の取組でございますけれども、研修受講者、一度研修した方々の交流を継続させる一環といたしまして、平成23年度、平成24年度に、政策形成能力研修の受講修了者を対象にいたしまして、OB研修会というものを実施いたしました。

この際、講師として、政策形成能力研修と同様に、東京大学名誉教授の大森彌氏と、前総務省自治財政局長の椎川忍氏のお二人をお招きいたしまして、大森先生からは「今後の地方行政の行方について」、椎川先生からは「これからの公務員に求められること」と題しましてご講義をいただきまして、研修終了後には交流会も実施いたしまして、講師、職員間で活発な情報交換、意見交換が行われたところでございます。

本分野での取り組みは以上でございますけれども、今後も研修内容の精査を行いまして、広域連合において実施するのにふさわしい研修を計画していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山下直也） 説明が終わりました。これより質疑に移ります。ご発言があれば挙手願います。

吉川委員。

○委員（吉川敏文） 説明ありがとうございました。

これは、この職員というのは、構成団体の職員という受け取り方でよろしいのでしょうか、まず。

○委員長（山下直也） 市川局長。

○広域職員研修局長（市川靖之） 関西広域連合の中で、この広域職員研修に参加しておりますのは、鳥取県以外の全団体でございまして、その団体の職員が対象になっております。

○委員長（山下直也） 吉川委員。

○委員（吉川敏文） ありがとうございます。

三つの視点で重点方針を立てていただいて研修をいただいているんですが、二つございまして、一つは人的ネットワークの形成は非常に大事な視点だと私も思いますし、それを、ネットワークを形成できるような研修という形で実施していただいていることにも感謝をしているわけですが、将来的に、やっぱり自治体間の人材交流という部分も視野に入れていただきたいという要望が一つございます。

それから、三つ目の研修の効率化なんですけど、WEB研修も確かに効率的だと思うんですけど、逆の見方をすると、それぞれの構成団体で同じような研修をしているという

のを取り上げて、例えば一括して関西広域連合でやってみるといっても効率化にはならないのかなというふうな気もいたしますので、一度ご検討いただきたいと、この2点でございます。要望です。

○委員長（山下直也） ただいまのは要望であります。

続きまして、他にご質問はございませんか。

曾我委員。

○委員（曾我 修） すみません。

今、吉川委員のほうからも三つの重点方針について質疑があったんですけども、私、先ほどの説明の中で、1点だけちょっとお願いをしたいのがございます。それは、アンケートを実施されたというくだりがあったんですけども、非常に参加された職員の方々の声みたいなものが、本来この資料作成段階で多分出ているんだろうと思いますし、ぜひとも添付しておいていただきたいかったというのが思いとしてあります。

その意味におきまして、こういう人的ネットワーク、今後のこの広域行政を担っていく中では、やはり相互のさまざまな地域課題を共有していくということは非常に重要なことだと思っておりますので、アンケートの実施された内容の一覧でも結構ですから、ちょっと資料請求をさせていただきたいということと、充実した内容を、人的交流ということできっかりと今後も進めていただきたい。これも私も要望としてとどめたいと思うんですけども、その資料請求についてはどういうふうにお考えか示していただきたいと思います。

○委員長（山下直也） 答弁できますか。

市川局長。

○広域職員研修局長（市川靖之） 資料を見やすい形でまとめてさせていただきまして提出させていただければというふうに思っております。

○委員（曾我 修） よろしくお願ひします。

○委員長（山下直也） ほかに発言はございませんか。

吉田委員。

○委員（吉田利幸） ちょっとここで、この23年からこれを受けられて、どう今現在、生かされているのか、そういういろいろ学んだことについて何がプラスになっているのか、ちょっと聞かせていただけたらありがたいというのが1点。さっきの曾我委員さんの資料を出しといていただいたらというのと重なるかもわかりませんが、そのことが1点。

それと、実はこの関西広域連合圏内でいろんなイベントをたくさんやってるわけですよ。例えば、大阪マラソンは大阪マラソンでかなりの人があるわけですね。それから多分、神戸でやられたり京都も、みんなマラソンはやってはるし、私とこ、自分とこの選挙区内ではジャズのジャズストリートというのをやってまして、これも大体2日間で13万5,000人ほど日本全国から来はるし、海外からも来られるんですね。

そうしたときに、やっぱり皆さんがそこで学んで、いろんなマネジメントの仕方もやってる部分でいけば、必ずそこへ来るだけやなしに、例えば大阪でやったらUSJへ行きたいとかね、海外から来られたら、帰りにどこかへ必ず寄られるわけです。そういう例えば行政においての情報の発信の仕方とか集約の仕方であるとかいう部分で、やっぱりちょっと考えていただきたいこともあるのかなというのと、その視点として、研修される場合は、私、常々これ思うんですけど、全部人脈が仕事をさせているということが言えると思うんで

すよ。

そのときに、待ってるだけやなしに、実はその関西広域連合圏内におられる、あらゆる人脈ってあると思うんですよ、例えば企業は企業として、大学は大学として。「産官学連携のもとに」とか、何かいろいろ言われる中で、それがその人脈としての生かし方が、全体として生かしてるのかどうかというのが、観光誘導するにしても、やっぱりその辺のことが。

ですから、例えば中国とか台湾とかタイとかいろんなところから、あるいはヨーロッパから直行便で寄せる場合には、現地の方々との人脈で構築したことが、全部プラスになっていると思うんですけど、その視点での研修のあり方って、一遍考えてもらいたなと思っ
てますけど、そういうことについては何かお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○委員長（山下直也） 市川局長。

○広域職員研修局長（市川靖之） まず、1点目にお尋ねがありました、この広域職員研修をやってきたの効果でございますけれども、一般的に研修して、その研修の効果がすぐにあらわれるかということ、なかなか、この広域職員研修局関西広域連合としてやっている研修もそうですし、各団体でやっている研修についても、すぐにその効果があらわれるというわけではないんですけれども、そのいろいろな視点を新しく見つける機会にはなっているのではなかろうかというのが一つでございます。

もう一つは、職員アンケートの中でもありましたけれども、実際に各団体の仕事に戻ったときに、ほかの団体がどうやっているのかといったときに、やはりその研修の場で、こういう人脈がつかれますので、そういったところでの仕事のやりとりをいろいろと他団体とするようになったという話は、受講者の方から聞いております。

二つ目の観点でございますけれども、二つ目の今後の全体的な人脈づくりということ
でございますけれども、それにつきましては、この広域職員研修局で各団体の方から集まっ
て人脈づくりができるという点、それから、来ていただいた講師の方、立派な方を我々、
呼んでいると思います。そういった先生方から、また実際に、二度、三度繰り返すこと
によって、職員と先生方との人脈というのもできてきているのではなかろうかと思
いますので、そういったところも活用しながら、職員だけではなく、ほかの方々からの知見も集
めて関西全体の課題について、職員全体で解決できるような方向性というものの道筋づくり
というのも、この広域職員研修の中でやっていければというふうに考えております。

○委員長（山下直也） 吉田委員。

○委員（吉田利幸） もう一遍、情報を共有化して、例えば、ある程度、我々は大阪の
観光地はわかるんですけど、そしたら神戸に寄りたいとか、京都に行きたいとか、ある
いは滋賀の琵琶湖に行ってみたいなという感じの、この一つのデータベース一つが、そ
ういう研修の中で一そろえして、情報を共有化するみたいなことは、やっぱり考えておら
れるんですかね。

○委員長（山下直也） 市川局長。

○広域職員研修局長（市川靖之） 今回のこの広域職員研修局の中でやりましたテーマ
につきましては、昨年度は広域観光ということで、観光をテーマにやらせていただき
ました。

その際の、昨年度の広域観光の中のテーマでは、先生がおっしゃったような視点で、そういった広い関西広域連合全体の中の観光資源の情報共有とか、そういったところまでは、ちょっと我々、至らなかったものですから、そういったところをやってなかったんですけども、今後また観光以外にテーマを変えて、違うテーマで今年度やる予定にしておりますので、そういった先生からの指摘を踏まえまして、広域連合内での資源にこういったものがあるのか、そういったものを研修の中で活用できるようなこと、それを考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（山下直也） よろしいでしょうか。

続いてご発言はございませんか。

ないようでございますので、この際ちょっと事務局に申し上げます。

質疑中、曾我委員からございました資料提供につきましては、責任を持って後日、各委員にご送付を願いたいと、このことを要望いたします。お願いいたします。

予定の議題は以上でございますが、その他、特にご発言はございませんか。

ご発言がないようでございますので、以上で第5回防災医療常任委員会を終了いたします。

ご出席の皆さん、お疲れさまでございました。

午後3時11分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

平成26年4月

防災医療常任委員会委員長 山 下 直 也